

2024年4月から育児休業の保険料免除制度を変更します！

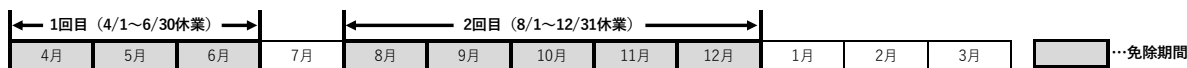
制度変更のポイント

- 分割して2回まで育児休業の保険料免除申請ができるようになります。
 - 男性組合員の育児休業期間※の保険料免除期間が最長3カ月から最長12カ月に拡充します。
 - 2024年4月分以降の保険料が免除対象になります。
- ※育児休業期間とは、1歳未満の子を養育するため労務に従事しない期間です。

●分割して2回まで育児休業の保険料免除申請ができるようになります

育児休業開始月から終了（予定）日の翌日（ただし最長で1歳の誕生日）の属する月の前月までの期間中に、分割して2回取得することが可能になります。（取得の際にそれぞれ申請が必要です。）

【例】4月1日出生の場合



※一子（双子以上の場合も一子とみなす）につき2回までの取得となるため、2023年度に1回申請している方で、再度（2回目の）申請をしていただくことで、保険料を免除します。（2024年4月以降の保険料が免除対象です。）

●男性組合員の育児休業期間の保険料免除期間が最長3カ月から最長12カ月に拡充します

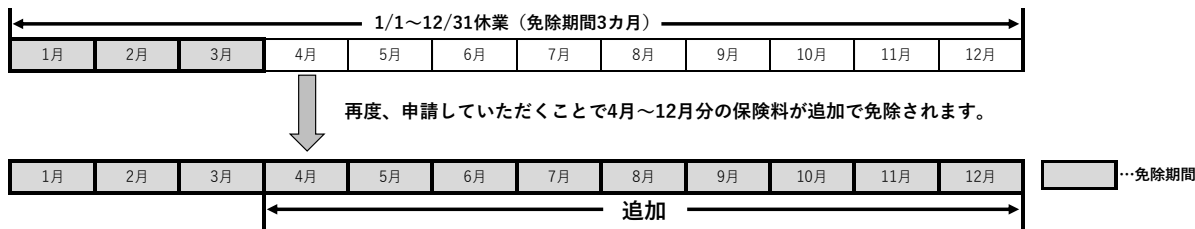
1歳未満の子を養育するために取得した14日以上の子育て休業期間のうち、育児休業開始月から終了（予定）日の翌日の属する月の前月までの最長3カ月から最長12カ月に変更します。

【例】4月1日出生の場合



2023年度中に育児休業保険料免除決定している方で、2024年度にまたがって育児休業を取得している場合は、再度、育児休業保険料免除申請していただくことで、保険料免除期間を追加することができます。

【例】1月1日出生の場合（2023年度中に申請済）



申請等の詳細については、所属の支部または国保組合資格課にお問い合わせください。

東京土建国民健康保険組合 資格課 電話 03(5348)2988